

令和２年度東浦町防災会議結果

議題	承認	承認しない
東浦町地域防災計画について	29	0
洪水浸水想定区域における要配慮者利用施設の指定について	29	0
東浦町水防計画について	29	0

■ご意見、ご質問について

「風水害等対策計画」

・ 17 ページの修正案部分

「第3 節非常配備」、「1 非常配備の区分」で「非常配備は、次の三段階に区分する。」と記載され、「第一から第三非常配備」に区分されています。

・ 18 ページの「2 非常配備の基準」で、19 ページから22 ページの表には「警戒配備」及び「第1から第3 非常配備」の4 段階の記載があります。

「警戒配備」が非常配備に含まれるのかどうか、わかりにくいと思います。

また、些細なことですが、非常配備の数字が、算用数字と漢数字が混在しており、不統一かと思います。

⇒非常配備としましては、あくまで3 段階の区分になります。警戒配備は非常配備には該当しません。

また、数字は算用数字で統一いたします。

・ 19 ページの修正案部分、の表中「＜指令の時期＞」

「3 町又は町の周辺地域において・・・」の「周辺地域」とはどこまでの市町を指すのでしょうか。

⇒隣接市町のことを指します。次回、非常配備の基準を改正する際に、周辺地域を隣接市町に変更します。

- ・ 22 ページの修正案部分、の表中「〈指令の時期〉」の表中

ア 第3 非常配備の「＜非常配備すべき人員＞」は「職員全員」となっています。

この場合、自動的に配備につく考えで良いでしょうか。

⇒第3 非常配備時は、全職員自動参集することになっております。

イ 「4 震度5 強以上の地震発生」とありますが、2 月1 8 日愛知県西部で発生した地震では、東海市震度3、東浦町震度1 と差のある発表でした。このように、隣接市町より東浦町の震度が下回った場合、例えば、隣接する市町では震度5 強、東浦町では震度4 という状況が発生した場合の、対応はどの様に考えればいいでしょうか。

⇒隣接市町で発生した場合は、第3 非常配備での対応となります。

ウ 令和2 年度の「職員非常配備体制表」に「支部・学校」として支部長（連絡所長）の記載があります。非常配備の職員には支部長も対象になるのでしょうか。

⇒非常配備職員の対象ではございませんが、支部は災害対策本部の組織に含まれるため記載してあります。

- ・「風水害等対策計画」と「地震・津波災害対策計画」とで、次の記載がされていますが、それぞれ使い分けている理由はなぜでしょうか。」

「NPO・ボランティア関係団体等」、

「社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等」

「協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等」

「社会福祉協議会、日本赤十字社等やNPO・ボランティア関係団体」

「自主防災組織、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等」

「社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等」

⇒県の修正を基に町の修正を行っておりますが、分かり易い表現となるように今後県と調整していきます。

■その他のご意見、ご質問について

- ・ 広報誌による情報提供は、全世帯 60%以下となっており。全住民へ周知の手段をどのように図るか。
- ・ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の具現化の課題。
- ・ ペットの取り扱いについての課題にどう取り組むか。
- ・ 自主防災会にどうなってほしいのか町の考えが見えない。町の防災に対するソフト面での取り組みに力を入れて欲しい。

- 東浦町地域防災計画の内容につき、反映された対応が一日でも早く完成し、防災に強い町づくりになりますようお願いいたします。
- 新型コロナウイルス対策及び保健医療調整会議の運営について、知多半島の行政機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。特に SCU の効果的な運用に向けて、関係機関と連携をとっていきます。
- NTT 西日本では、大規模災害時に速やかに復旧するために、各自治体様と連携体制を構築したいと考えています。